

大物公園維持管理業務委託に係る質問及び回答（全4ページ）

No.	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	募集要項	P.5	11（2）参加及び企画提案に関する手続き	提出部数は各1部ずつ、正本のみの提出でよろしいでしょうか。また、電子データの提出は不要の認識でよろしいでしょうか。	電子データで提出する場合は、PDF形式による正本1部（電子データ一式）で可とします。 なお、電子メールによる提出の場合、データ容量は1通あたり10MB以内としてください。 10MBを超える場合は、複数のメールに分けて送付するか、USB等の電子媒体により提出してください。 紙で提出する場合は、以下のとおりとします。 ① 参加申込書兼誓約書（様式a）…正本1部 ② 参加申込書兼委任状（様式b）…正本1部（該当する場合のみ） ③ 企画提案書表紙（様式1） ④ 企画提案書（様式2） ⑤ 見積書（費用内訳書） ⑥ プレゼンテーション資料 ⑦ 会社概要 ⑧ 実績資料 ③～⑧については、正本1部+副本5部（計6部）提出してください。 なお、副本はコピー可とします。 また、電子メールにより提出する場合は、募集要項の記載のとおり、到着確認のため電話連絡を行ってください。
2	募集要項	P.6	12（1）提案・応募に関する事項 ①	「一部のみの提案は認めない。」とあるが、一部のみの提案とは、どのようなことを指すのか。	「一部のみの提案」とは、本業務において求めている業務内容のうち、維持管理業務または地域活性化事業など特定の業務のみを対象とした提案を指します。
3	募集要項	P.6	12（2）プレゼンテーションに関する事項	ヒアリング審査における下記の項目について、ご教授ください。 ①選定委員の構成 ②プレゼンの申請者の参加人数 ③質疑応答の予定時間(何分程度を予定)	① 選定委員は、本市が設置する事業者選定会議の委員により構成します。（構成委員は庁内職員4名） なお、委員の氏名及び所属等の詳細については、審査の公平性確保の観点から事前には公表しません。 ② 円滑な審査運営のため、プレゼンテーションへの参加人数は、1提案者あたり5名以内としてください。 ③ 質疑応答時間は、プレゼンテーション終了後、概ね10分程度を予定しています。 なお、当日の進行状況により前後する場合があります。
4	募集要項	P.6	12（2）プレゼンテーションに関する事項	プレゼンデータも紙での提出でよろしいでしょうか。	プレゼンテーション資料は、紙での提出も可とします。 ただし、紙で提出する場合は、質問1に記載の提出方法に準じて提出してください。 また、プレゼンテーション時には、紙資料のほか、モニターを使用して説明することも可能です。 なお、プレゼンテーションは、提出済み資料に基づいて行ってください。
5	募集要項	P.6	12（2）プレゼンテーションに関する事項	プレゼンデータは提案書の抜粋にすぎますか。※内容を変えない場合は写真の挿入は可能でしょうか。	プレゼンテーションは、提出済みの提案書等の内容に基づいて実施してください。 新たな提案内容の追加や変更となる資料を使用することはできません。 また、提出済み資料以外の写真、図表等を新たに追加して使用することはできません。
6	募集要項	別紙	平面図	空気膜遊具・ブランコ・ロープウェー・回転遊具の仕様をご教示ください。	資料を追加しましたのでご確認ください。
7	特記仕様書	P.3	8（1）園内清掃	尼崎市クリーンセンターで処分できないゴミは市で対応いただけるのでしょうか。	協議のうえ判断します。
8	特記仕様書	P.3	8 作業内容	遊具広場内の園内巡視について、2h程度との記載があるが、これは、空気膜遊具について利用開始時刻の午前9時と利用終了時刻の午後5時に安全点検を行い、門扉の開錠、施錠を行う前後以外の任意の時間を受託者の方で設定して巡視をしてもいいか。	空気膜遊具の利用開始時刻と終了時刻は、遊具が安全に利用できる状態であることの確認や門扉の解錠、施錠を必須とし、この時間以外に実施する巡視については特に時間を定めておりません。
9	特記仕様書	P.4	8（6）巡視業務	巡視（2h）の頻度は、どのぐらいか。	原則として、空気膜遊具は毎日稼働するという前提で、巡視は365日実施する仕様としています。
10	特記仕様書	P.4	8（6）巡視業務	空気膜遊具が悪天候で使用できない場合、中止の判断は受託者判断でよいのでしょうか。また中止時の巡視は必要なのでしょうか。	中止の判断基準は本市で別途定める運用の考え方に基づき判断していただきます。なお、中止の場合も空気膜遊具のタイマー解除等を含む巡視業務は必要です。

大物公園維持管理業務委託に係る質問及び回答（全4ページ）

No.	資料名	ページ	項目	内容	回答
11	特記仕様書	P.4	8（6）巡視業務	遊具広場の安全管理、危険行為等の注意・指導を行うとあるが、大物公園の遊具広場だけの利用マナーを設けているのか。 設けていないのであれば、尼崎市のホームページにアップされている「公園施設等の取扱い及び利用のマナーについて」に基づき、注意・指導を行うということなのか。	大物公園の遊具広場のみに適用する利用マナーは設けていないため、原則、「公園施設等の取扱い及び利用のマナーについて」に基づきます。 なお、空気膜遊具に関しては、別途、利用ルールを表示した看板を設置します。
12	特記仕様書	P.4	9 施設等の安全管理	遊具の法定点検は市が実施する認識でよろしいでしょうか。	本市が実施します。
13	特記仕様書	P.4	9（2）	園内の危険な行為の注意の呼びかけについて看板を設置する場合には、受託者か尼崎市のどちらが設置するのか。	仕様書に記載している軽作業の作業内容として啓発看板の設置作業も例示していることから、本市の指示に基づき、受託者により設置する場合があります。
14	特記仕様書	P.4	11 地域活性化事業（提案型業務）	大物公園周辺を回遊することを想定しているが、イベントの回遊中の事故の責任は、受託者か尼崎市のどちらがとるのか。	イベント実施に伴う安全管理については、主催者が責任を負うことを基本とします。
15	特記仕様書	P.4	11（1）	想定イベント実施回数を、「中規模イベント計2回」「小規模イベント計3回」と定めているが、中規模イベントと小規模イベントの定量的な区分を示してほしい。	中規模イベント及び小規模イベントの区分については、公園の特性、立地条件、季節、イベント内容、周辺施設との回遊性等を総合的に踏まえ、事業者のこれまでの実績や経験を活かして提案してください。 イメージとしては、中規模イベントは町内会の夏祭り程度の規模感、小規模イベントはラジオ体操程度の規模感を想定しています。
16	特記仕様書	P.4	11（1）小規模イベントに関する事項	事前に申請のあった公園内行為許可に対して、協働してイベント企画することは可能でしょうか。	本業務において実施するイベントについて、周辺施設や他事業と協働又は連携して実施することは可能です。 ただし、本業務として実施するイベントと、他事業により実施するイベントについては、それぞれの主催者、役割分担、費用負担、収支等を明確に整理したうえで実施してください。 また、公園内行為許可に関する判断及び条件設定は、本市において行います。
17	特記仕様書	P.5	11 地域活性化事業（提案型業務）（5）	イベント実施でかかる費用を申し込みのあった一般参加者から体験費用として徴収してもよいのか。すべて無料で行うのか。	イベントの内容に応じて、必要な経費として参加者から体験費用を徴収することは可能です。
18	特記仕様書	P.5	11 地域活性化事業（提案型業務）（5）	受託者が収益を上げることはできないが、出展者自身が収益をあげることは可能でしょうか。 また収支計画書は受託者のみの収支でよいということでしょうか。	受託者がイベントの実施により収益を上げることはできません。 ただし、イベント実施に必要な経費に充当するため、出展者等が物販等により収益を得ることは可能です。 また、収支計画書については、受託者が実施するイベント全体の収支が分かる内容としてください。 なお、出展者個々の売上や利益の把握・報告を求めるものではありません。
19	-	-	-	トイレ清掃は、業務外ということでしょうか。	トイレ清掃については、本業務に含んでおりません。
20	-	-	-	ボランティアや市民活動される方の清掃ごみの回収は不要でしょうか。	ボランティア等が実施する清掃活動によるごみの回収は本業務の対象外ですが、ごみの一時保管場所をを伝え公園内の景観や環境を損なわないよう留意してください。
21	特記仕様書	P.6 別表	清掃	「規定回数以上で要望等により必要となった場合の清掃・落ち葉清掃」とあるが、その場合のコストは、受託者が負担するのか。	軽作業として「規定回数以上で要望等により必要となった場合の清掃・落ち葉清掃」を行う場合は、8.作業内容(1)園内清掃と同様、公園内を清潔な状態に保つためゴミや落ち葉等の清掃を行うものとし、収集したゴミはビニール袋に入れ、指定場所へ集積することとします。（8.作業内容(1)園内清掃のゴミの処理方法について、一部仕様書の修正を行いました。） なお、指定場所については、契約後に委託者と協議の上で決定するものとします。

大物公園維持管理業務委託に係る質問及び回答（全4ページ）

No.	資料名	ページ	項目	内容	回答
22	設計書	P. 29、 P. 30	23号内訳書、24号内訳書	兵庫県最低賃金1,116円とあるが、年度途中で最賃が引き上げられた場合、委託料の変更はあるのか。	最低賃金改定があった場合の契約金額の取扱いについては、契約条件に基づき対応します。 なお、契約条件においては、法令改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて協議を行うことがあります。
23	維持管理業務委託工程表	-	高木剪定	工程表に高木剪定（1回/年）と高木剪定（障害枝剪定）と示されているが、設計書の内訳では、高木剪定（障害枝剪定）16本と示されているが、高木剪定（1回/年）も含んでいるのか。	工程表の記載は誤りであり、設計書の内訳に記載のとおりです。 正しい工程表に差し替えいたしました。
24	様式a・b様式1	-	-	様式で押印が必要な書類は様式a・様式b・様式1のみでしょうか。	押印の要否については、各様式における押印欄の有無に基づきます。 本業務においては、様式a（参加申込書兼誓約書）、様式b（参加申込書兼委任状）、様式1（企画提案書表紙）について押印を求めます。 なお、電子データにより提出する場合は、押印した書類をPDF化したものを提出してください。
25	様式a 参加申込書 兼誓約書	P. 1	-	様式a下部の構成企業数がない場合は0の記載でよろしいでしょうか。	単独で参加する場合（構成企業がない場合）は、構成企業数の欄には「0」と記載してください。
26	様式b 参加申込書 兼委任状	P. 1	-	様式bの提出はコンソーシアムを組んだ場合のみの提出でしょうか。	様式bは、コンソーシアム（共同企業体等）により参加する場合に、代表企業以外の構成企業ごとに提出してください。 単独で参加する場合は、提出不要です。
27	様式2	P. 2	2 維持管理の品質	（3）軽作業の体制は、1の実施体制とは異なるのでしょうか。	様式2におけるページ1の実施体制と、ページ2で求める軽作業（体制）は、確認する観点異なります。 ページ1は、本業務全体の総括責任者や指揮命令系統等を含めた実施体制を確認するものです。 一方、ページ2の軽作業の体制については、日常的な維持管理業務において、必要な軽作業に対応できる体制が確保されているかという観点から記載を求めています。 なお、必ずしも別の人員体制を構築することを求めるものではなく、実施体制の中で対応する場合は、軽作業への対応方法（対応可能な人員、対応手順等）の詳細が分かるように記載してください。
28	様式2	P. 2, 3	2 維持管理の品質3.安全管理の品質	独自提案の項目は2個以上提案可能でしょうか。	独自提案については、複数提案していただいて差し支えありません。 記載する場合は、様式に記載のとおり、内容、狙い、効果、実施時期が分かるように記載してください。
29	様式2	P. 5	5 加算項目	市民雇用提案について、予定段階での記載としてよろしいでしょうか。	市民雇用に関する提案については、提案時点において雇用が確定していない場合は、予定段階での記載で差し支えありません。 その場合は、市民雇用の実現に向けた考え方や具体的な取組（募集方法、採用時期等）が分かるように記載してください。
30	企画提案書	P. 3	3（2）空気膜遊具における事故防止について	空気膜遊具についての詳細な説明がないが、どんな遊具なのか。 募集要項に添付されている図面からでは、施設の大きさや材質がどのようなものになっているかわからないが、その詳細について教えてほしい。 加えて、図面を見ると屋外の雨ざらしのところに設置するようになっているが、午前9時の利用開始後、降雨等で空気膜が濡れて滑りやすくなり使用ができない時には、仕様書の4ページに書かれている巡視業務として、受託者の判断で終了時刻を待たずに施錠を行っているのか教えてほしい。 また、空気膜遊具をオープンする際に、前日からの雨や朝露等で膜が濡れている場合は、オープン出来ないと判断して施錠したままにするのか、それとも巡視業務の一環として膜に付いた水分を布等で拭き取ってからオープンさせないといけないのか。その場合は巡視業務とは別になると思うが、費用はどこに計上されているのか合わせて教えてください。	空気膜遊具について、資料に図面を追加しましたのでご確認願います。 利用開始時刻に利用者の安全を確保できない場合には利用させないこととする。また、利用中に降雨等で空気膜が濡れて滑りやすい等安全に利用できない場合には、終了時刻を待たずに巡視業務において施錠を行っていただくことに問題ありません。
31	企画提案書	P. 3	3（2）空気膜遊具における事故防止について	他の公園や施設等でもよく似た空気膜遊具の設置事例はあるが、どの空気膜遊具にも共通するものとして、使用者の対象年齢や禁止事項（空気膜に傷がつくので利用者には靴を脱いでもらう等）、また雨等で濡れると使用できないような「案内看板」を一緒に設置しているが、今回の提案も基本的な事故防止に係る対策は公園管理者の方で既に対応されている、その条件の下で受託者として追加の安全対策や事項防止策を具体的に記載するという理解でいいのか。 それならば、対象年齢や禁止事項、降雨時の対応を教えてください。 それとも、受託者の事故防止の対策の提案を受けて、新たにマナールールが書かれた「案内看板」を設置するということであるならば、施設のオープンまでに間に合うものなのか教えてください。	大物公園においても、利用上ルールを記載した注意看板を施設のオープンまでに設置予定です。 表示ルールは以下のとおり。 「くつをぬいであそぶ、ぬれているときはあそばない、とがったものはもちこまない、とびのらない、ちかくのひとにきをつけよう、じてんしゃではいらさないで、ちいさいこにきをつけよう、ものをたべながらあそばない、まわりのしばふであそばない、アクロバットやきけんなごういはいしない。」 なお、対象年齢は6歳から12歳として表示します。 上記の条件のもと、安全対策や事項防止策を具体的に記載願います。

大物公園維持管理業務委託に係る質問及び回答（全4ページ）

No.	資料名	ページ	項目	内容	回答
32	企画提案書	P.3	3（4）安全管理の独自提案	台風等の災害対応については、3（4）安全管理の独自提案に記載してもいいか。	台風等の災害対応について、3（4）安全管理の独自提案に記載していただくことは差し支えありません。なお、本項目においては、日常の公園利用における事故防止や安全確保に関する提案を主に想定しています。
33	企画提案書	P.5	6 加算項目	市民雇用提案において、「本事業に従事する全従業員」の定義は、実際に作業に従事する者と、1ページ目にある総括責任者や現場責任者、地域協働担当も含めた人数であると理解してもいいか。仮にその通りだととして、責任者が市内在住ではあるが既に雇用している場合は、市内雇用を60%以上とするには、新たに雇用した者だけでクリアをしないといけないという理解でいいか。	市民雇用提案における「本事業に従事する全従業員」には、実際に作業に従事する者のほか、総括責任者、現場責任者、地域協働担当等、本業務に従事する全ての従業員を含みます。また、市内雇用率については、既存雇用者を含めて算定してください。新規雇用者のみで達成する必要はありません。
34	企画提案書	P.5	6 加算項目	審査の結果通知をもらうまでは、雇用者を決められないのが一般的であると思うが、結果通知をもらった以降、雇用者の募集を行い、市内雇用に向けて当然のことながら努力はするが、業務開始日までに市内在住の応募者がなく、やむを得ず市内雇用が出来なかった場合は、企画提案者の書類に虚偽の記載があったとして失格扱いになるのか。	市民雇用に関する提案については、提案時点において雇用が確定していない場合は、予定段階での記載で差し支えありません。その場合は、市民雇用の実現に向けた考え方や具体的な取組（募集方法、採用時期等）が分かるように記載してください。その上で、市民雇用の実現に向けた取組を行っていただくことを前提としますが、やむを得ない事情により業務開始時点で市民雇用が達成できなかった場合に、直ちに虚偽記載として失格とするものではありません。